

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工施設の設計及び工事の計画の変更について
(行政相談)

2. 日時

令和3年10月12日(火) 15時30分～17時25分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、
有田安全審査官、鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職、
吉村技術参与

検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、
永井検査技術専門職

三菱原子燃料株式会社

富永執行役員 他7名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っ
ております。

6. 配布資料

資料1 : 2021年9月30日面談 コメント回答資料

資料2 : 加工棟廃液処理施設の堰の使用前検査での不適合の件 (検査
日 : 2021年9月28日)

資料3 : 設工認申請における追加の軽微変更について MSR-21-055R1

資料4 : 総点検実施結果と対応について

0:02:52	どうぞ御質問が2としては大体竜巻性能で口座に対する強度の要求として講座な終了とベースですとかあるのではないんですかという質問です。
0:03:03	竜巻評価事業者としてはレールを剛体としてみなしており代表部材としてレール部材施設 ■■■ お伝えする方向で考えておりました。
0:03:13	またシャッターの竜巻評価についてはシャッターオーバーヘッドドア台風圧強度計算基準というものでございましてそれに準拠しましてスチールスチールもスペース同じなんですけれども、フチ協力させて約 ■■■■■■ を用いて評価を行っております。
0:03:32	両日の計算式上はシャッター業界として設計の指針として作成されたものですので用いられる材料としては影響力を満足される設計しておりますが、上記基準では鋼材が特定立てておりません。いずれの鋼材でもこのピンでやりますという主旨でございます。
0:03:50	当社としては自主的な検査でございますがシャッターガイドの効力がこの辺りであって、■■■■ 平板ミリメートル以上となることをミルシートで確認しております。
0:04:04	このコメント回答が国会の趣旨でございまして、以前との比を説明との連行店舗を代表的に書かせていただいております。
0:04:17	それを念頭に置いていただきましてええとNSRRの日の05、R1という資料でございます。
0:04:26	こちらちょっと分厚いので詳細はダットと代用よう進めさせていただきます。こちらでは軽微変更の中で2点挙げさせていただきます。
0:04:38	一つはシャッターのスクラップ材でございます。
0:04:42	若干のスロット材につきましては、この1ページ目の(1)に概要を先ほど申し上げました通り、スクラップの材質を記載するべきではないかというふうに考えたい。
0:04:58	やりましたので、そのような本当に忙殺していただいております。
0:05:05	変更内容につきましては、4ページ目の資料1というところを書いてございまして、少し繰り返すにはなりますけれどもこの資料1は3億で独立してもわかるような資料にさせていただいたつもりでございます。
0:05:22	資料1のですね6ページ目以降、A3の横長の紙がいっぱいありますが、こちらに今回こうないしは新設する者からで数字しずらっと在籍Cの記載を、
0:05:38	関わっていただいております分類用ですね、書かせていただいております。
0:05:46	ずっと沢山ありまして今日検知6ページからですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:56	10 ページまでがですね、今回の対象となりますというような変更する行為を示しておる資料でございますよろしいんですけど、ちょっと6時正常対照としております。
0:06:11	11 ページ以降がですね、この本会ずらっと材をの病気をですね、辻知と明記する場合の影響について記載させていただいております。
0:06:25	それでそれもおぼろげですね、スクラップ材につきましては、鋼材であることが変更になったため、火災影響も全くその伝え、要は実力的には全然問題なく規定今回明確にしたというだけでございますので、
0:06:41	これは変更ございません。また竜巻評価に関しましても、影響はございません。その他もろもろにつきましても供給を明確にするだけでございますので、影響がないというようなことを説明させていただいてる資料 11 から 13 ページに示しております。
0:06:58	14 ページから
0:07:03	いまして、
0:07:11	5 ページまでですけれども、こちらは変更点の新旧を示しております。
0:07:16	で変更届に出す場合は、こちらの資料を届け出を資料として採用を使わういささせていただこうというふうに考えております。
0:07:28	店舗 56 ページですけれども、こちらがですね、巢立と材の記載について記載をどのような影響があるのかということをおぼろげと経緯も含めまして説明させていただいております。
0:07:42	主要な構造材の資料の減用の記載につきましては従来シャッターの功罪というのはもう全般にわたって指し示しジャパンの場合はちゃったのでは、先ほどメールをこれを■■■■と、
0:07:58	板厚につきましてはシャッターをスクラップ後 4 月という表記しておりましたが、
0:08:03	こちらのほうは、後半可能。
0:08:08	ずらっと財閥でですね、僕材料を特定するようにいたしました。どうも合わせるためにちゃったので力の構台につきましても講師についてわかるように記載させていただいたというものでございます。
0:08:25	したがってRevではあるグループを終える孔を使っている御構成しておりますので
0:08:33	サイズも買い記載させていただいております。
0:08:39	次に 57 ページですけれども、こちらはですね、種々主要な構造材の使用料以外にもですね、シャッターの板厚とかが代表が抱えて書いてあるところがございます。時ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:52	MSR-21-05-R1 というところにまた戻っていただきましてですね、こちら、今回放射線管理当然室の貫通部の記載について校を届け出させていただきたいと入っておるアイテムでございます。
0:12:12	壁の貫通部は延焼防止の観点から、耐火シールを施すことが要求されております。
0:12:19	そのうちに次はですね、明確な要求事項ございませんが検査をするサイトに関する施行されているのかということについて、明確にわかるようにする必要がありますので、その貫通部をですね設工認の図にいいですね、特に新設壁についてですね。
0:12:38	明確に示すようにしております高橋あんズームといっても、
0:12:46	1 とこの図面でですね、入れに表すことはなかなか難しいということもございませので、概略位置をですね、ワーキングで示すというような方針にさせていただいております。
0:12:59	方針としては火災区域境界を構成する新設壁に概略位置がわかるかの貫通部の概略位置がわかりやすくすることということで、ページ目でございます。
0:13:10	その観点で確認をチェックをしましたところですね。
0:13:15	この図 1 の廃棄物一時貯蔵所と放射線管理当然室を跨るですね。貫通孔について、
0:13:26	資料がですね、要は新設下部ではないところにマークが打たれてるということでちょっとルールと異なるということが確認されました。
0:13:38	本当。このためですね、新設壁であります。放射線管理当然室の再度の側面ですね。
0:13:46	北側の側面の壁のところマークをつけております。
0:13:51	実際の写真がついておりますが、廃棄物間いて同所から電子にあたってケーブルが通っております、ここの貫通部のことを指しております。
0:14:03	今回ですねこの
0:14:07	ために設工認のほうを修正させていただきたい。
0:14:11	いうことでございます。
0:14:13	その詳細はですね、ページでいきますと、通しページ 63 ページに少し詳しく書いてございます。
0:14:24	検査の方法にどう書いてるのかというのが 63 ページの表 1 自治体されております。
0:14:30	そして当市 64 ページは 2 ページ目と同じようなことが書いてございます。
0:14:37	正しくはどうすればいいのかということでございますが、この設等に異常のこの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:44	すけれども、意見 6 でございますけれども、抜粋を書いておりますけれども、廃棄物一時貯蔵所E3 の間のところではなく、家さんの北側のところにマーキングをするというような変更となっていたきたいと。
0:15:00	いうものでございます。
0:15:04	レンゴーの変更に伴う影響でございますけれども、67 ページから 19 ページまで書いてございますが、タンカーでございますけれどもシール大型耐火シールが出されてるかどうかということが外帯活用するかどうかに関わってくるものでございまして、
0:15:23	完全分離そのものですよね。1 につきましては、その概略がわかるようになっていることが条件でございます。今回隣接区画で概略位置がわかるようになっていうふうになかったという観点を受けとめまして、立っていただきたいと。
0:15:41	いうふうに考えているところでございます。
0:15:46	こちらが壁の話でございます。70 ページには追究の比較を伝えていただいております。
0:15:56	こちら変更届のときに訂正させていただく場所ということになる予定でございます。
0:16:07	そしてですね、三つ目でございますけれども閉弁公差をいただきたいと報告の中でですね三つ目はですね、人申請書の加工棟の洗浄ほその代表値欄の記載でございます。
0:16:22	炎上ボックスの材料一覧はですね、フードボックスのパネルにつきまして使用される■■■■■ 使用されていない■■■■■ 二つ材料が伝えられておりました。
0:16:35	いずれも使用中の使用可能な材料でありますので、耐熱性の高い■■■■■ ■■■■■への効果も考慮しまして、■■■■■または■■■■■ 両者を用いることができるといったことで記載に対しては問題ないと判断しておりました。
0:16:51	しかし、実際に用いている内容特定できるようにするように記載するべきではあると判断に当たりまして、実際は改めることといたしました。
0:17:00	具体的には■■■■■使っております■■■■■のみの記載として■■■■■ ■■■■■割愛を削除させていただきたいというふうに考えております 3 ページ目にですね。
0:17:11	この記載の変更の連合会でございます。
0:17:18	資料散歩してですね、こちらのほうにつきましても、
0:17:25	少し細かく書いてございます。
0:17:28	加西d発生の防止の観点で、70 ページでございますけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:35	サポートも普通は■■■■■ たは■■■■■ 持ちことができると書いてございます。
0:17:42	それから大間浅いエリアによってですね、■■■■■ しか使えないところもでございますが、■■■■■ を使うことができる場合には■■■■■ または■■■■■ 使うことができます。
0:17:57	ナガイまして設計上の問題がございません。
0:18:03	ただしですね、72 ページでタイプがございますけれども遠隔で中身をですね、使っておりました。
0:18:10	こちらは寄田耐熱性の高い■■■■■ の効果も考慮して■■■■■ た■■■■■ の両者を用いることができる人でありまして、記載としてはここに問題があるとは考えてはおりませんでした。
0:18:24	将来的にですね、号館素性ない事態があるとかどうかということにつきましては、今後■■■■■ を用いる予定がない場合はどうかは書いてありますので、そういう馬堀側に／今後変えていくというようなことも見渡したことが書いてございます。
0:18:44	貸しですよ。今回やはりパネルとその使っている材料というものを一対一対応させるほうが望ましいのは判断に至りまして、伝えとしては、さっき言ったっております。
0:19:02	こちらはですねもともとあったものを少しだけでございますのでトップが影響評価は控えさせていただきます。
0:19:14	議長がですね、それを今回の追加がされて軽微変更ということでシャッターを加えまして、二つほどを貫通部ともう一つの材料値欄の記載の削除し、
0:19:31	やっばっていただきました。
0:19:35	続きまして加工棟の堰の指令しろ前検査で問題につきましてでした。こちらですね、アングル材を使ってですね、考案をつけたものを使っていたというものでございます。
0:19:53	で、
0:19:54	これはですね、
0:19:57	設工認の図ではですね、ごめん 1 ページ目に書いております通り固定式の設計の断面図はあるものを使うことになってございます。
0:20:09	5 の■■■■■ とありますのは実際には確保等の床レベルを所からなかったという。
0:20:15	で、この扉のですね、
0:20:20	内側にですね少し土台出っ張りがございまして、ここに当初はつける予定にしていたんですけども、池でございまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:29	しかし、このL等にですね後半辺りやるほうが設置も容易ですって同じ効果が得られることから、方針変更時ましてこう上がっ取りつけるいたしました。
0:20:41	このつぎ足しですね、6項の設計はですね4時申請で他に事例がございまして、英語のようなことをしても問題ないと判断したものでございます。
0:20:57	ただし、設工認通りですね、やり直さなければいけないとの判断に至りまして、やはりこの
0:21:06	つぎ足しの鋼板を取り上げまして、
0:21:09	工事として改めて土台のところに配置するというような、こういうのをとることに
0:21:17	もともとの設計建設工認の通りにあわせ2個ということにあえております。
0:21:25	直せ堰についてはですね、このように設工認の違うような向上した値するもの或いは計画しているものはございませんでしたので、すべてですね、一致した形になっておるといことをさせていただいております。
0:21:44	最後に総点検の実施ですが、このように、閉弁店舗が改めて意見が出されましたことを、それからこの架構等の責任の問題でありましたので、管理総括のもっと全社体制で再度点検を実施いたしました。
0:22:04	その結果ですね、大きな問題はございませんでしたが、設工認の記載の適正化の観点から設工認の記載を変更するか設備の状態を設工認適合させることがいろいろ検討すべきなのではないかという日程を挙げられました。
0:22:23	一つは分光分析数の機器の配置図でございまして、こちらは天井をですね、やっぱこの上これ平時卒業する撤去する層設備なんですけれども、そっちをするだくとこのところなんです、
0:22:40	これ自体は何の申請の耐震化の対象でもございませんで。合併天井厚現状は審査対象ではございませんで、設工認に記載されておりました。
0:22:51	これは単にこれをですね、うるさいの施工では、天井をNodaの下側に施行したものでございます。
0:23:03	要は閉鎖措置をするということが検査対象でございませんで、現状の位置が変わっているということでございませんで、ここで一応下させていただいております。
0:23:15	なお、現状分け焦点料でありまして、安全機能を有しておらず申請対象ではないため、スポーツの配置図から変更しても問題であると判断をいたしました。
0:23:27	等を3ページから5ページまでが現状の位置に関する要求を書いてございませんで徳田へ影響を1個ございませんで。
0:23:39	このように妥当ですね、変更しても全く問題ないので、こちらにつきましては変更申し出る案件とはまでは至らず、
0:23:48	現状維持する方針とここでは考えておりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:55	ただ、
0:23:58	もう一つはですね、6 ページでございますが 5 ページでございますが、本発再生設備の一般そうですが、
0:24:09	いう計算も 1 と 2 からですねラインが生かそうところに繋がっております。
0:24:18	いんですね、記載順が上から(1)(2)と書いてございました。
0:24:25	このラインからはですね。
0:24:27	同じ層に入りますので、特にこのラインの時 4 条はあまり金制度に 1 から 2 からということがわかるような形で書いたと思ってございましたが、実際上は(1)(2)が逆転という状況でございました。
0:24:43	ただ、
0:24:45	はい。
0:24:47	本件はですね、何運営安全機能上は全く問題ございませんが、やはり設工認と持って違うというものがないようにするために、ここでは辛い思いの順調ですね。設工認に記載しているように、
0:25:03	もう一度元に戻すということをしたために追加工事を実施する方針といたしておりますので、こちらは相性と当たっていただいております。
0:25:17	早口ではございましたが全体の資料の概要をご説明申し上げます。
0:25:26	規制庁ウツミズ名ありがとうございます。では恒例より成長が確認事項のほうについてと思います。まずオーダーからお願いいたします。
0:25:38	はい。
0:25:39	はい。規制庁座です。まず何点か確認させていただきますけれども、
0:25:46	まずですね
0:25:48	資料の初めの 9 月 30 日面談のコメント回答資料なんですけれども、これ初めにシミズさんはもう重立ったコメント回答という言い方をされましたけれども、いつものMNFと我々のその面談のルールでは重立ったコメント回答じゃありません。
0:26:08	そういうやり方をしていませんので、適切な形に修正してください。
0:26:13	この資料に関する対するコメントは以上です。
0:26:18	よろしいでしょうか。
0:26:21	まず言えます。承知いたしました。伴ったというのは細かいところもすべて流出するようにという御指摘でございましょうか。
0:26:32	規制庁座ですね、そういうやり方をしているというふうな認識でコメントを出してございますので、通す。ほとんどがですね、今御説明された資料 2 系統の中で回答されているということであれば、それを引用する形の回答で構いませんので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:51	いつも通りのコメント回答という形に整理をしてください。
0:26:57	承知いたしました。
0:27:00	もう一度コメント内容を抽出いたしまして、一対一対応させて回答させていただくようにいたします。
0:27:08	規制庁座です。よろしくお願ひします。続きまして、資料で設計期間を不適合の關係の資料について確認させていただきます。
0:27:23	まず
0:27:26	説明資料の中に他の場所で今回の事例と同様にN校に交番をつぎ足した堰が認可されているとありますけれども、そういう事例については別途設工認申請書の記載がどうなっている何時設工認で
0:27:46	どういう記載になっているのかって言う申請書の記載に基づいて説明してください。説明資料を構成してください。
0:27:56	まず1点は、その点です。
0:28:00	よろしいでしょうか、こちらにつきましては承知いたしました。
0:28:04	地震現象で同様のものがございましてそれをさせていただきます、資料拝見させていただきます。
0:28:13	規制庁ざるです。それで本資料なんですけれども、まず
0:28:20	不適合なですね、事業者の説明が正しいのかどうかっていうのを判断するにまず地面と堰の図面としてですね。
0:28:30	設工認図書の隻の図面がどういう記載であったのか。
0:28:35	事業者検査の堰の図面がどういう図面であったのか。
0:28:41	レイワ、
0:28:43	次つぎ足した道路あったのかっていうところをまず比較してですね説明していただかないと不適合の処理考え方というのが新しいのかどうかっていうところが判断できませんので、まずそれぞれ記載してください。
0:29:01	そしてですね。
0:29:04	検査時の承認プロセスについては、社内のルールに基づいて適切にやられているところを説明してください。
0:29:21	この資料館の説明ですね、承認プロセスの説明されているところが違う説明願っています。ですので、社内のルールに従ってまず一度説明していただいた上で承認プロセスがどうだったかって言うのを説明してくださいと言っております。
0:29:39	それで、資料館で下がりますので、土地が途中で変えたということであれば、そのなんで買ったのかって言うところの理由も含めて説明してください。
0:29:53	まず1回ここで切りたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:59	承知いたしました。ありがとうございます。町へ確認をさせていただきます設工認等を隻のここで別コンビ事業者検査がXP機器の説明をすること。
0:30:16	それから遊びに検査の承認プロセスが適切であったということですね。
0:30:23	それから承認プロセスについて、他の部分と違うところがあるので、それは取ってきたのか或いは失敗ということの説明することと、この辺は三つを、御質問されたということによろしいか。はい。規制庁座です。その理解でいい。結構ですので、
0:30:41	1点目なんですけれども、なぜそういうことを言っているかというふうには堰を設置するにあたって、溢水の評価の結果があって、堰の高さが幾つになるのかというのがあると思います。それに対して、
0:30:57	現在、現状交換すると言われている堰はA評価に対して幾つが設置されていたのかで同じような設工認あの別の申請で前と同じような堰があるって言ってますけれども、
0:31:13	それで隻としてはつぎ足しと同じなのかもしれないですけれども、課税溢水の評価に基づいてその席はどういう堰がついていたのかということを考えて、軽視して、同じような状況ではないと思いますので、そここのところの減原因も含めて説明するようにしてください。
0:31:33	以上です。
0:31:36	1点目の補足報い変換しましては理解いたしました。未遂型の評価に対して、この赤坂ですね、そもそもそうになっていたのかということをお聞きされていると認識いたしました。
0:31:53	はい。規制庁がですねその通りです。ベースですので、同じ事例じゃないんじゃないのってことで質問への質問してますので、そここのところも踏まえてですね、説明いただくとともにその不適合処理のほうも説明いただければと思います。
0:32:08	もしする説明資料について私からは以上になります。
0:32:15	承知いたしました。
0:32:18	ということ。
0:32:19	一方で規制庁ノムラです。じゃあ、続けて私からですね、同じ堰に関して3点ほど質問します。1.1. 回答お願いします。
0:32:32	まず1点目なんですけど、この堰の仕様ですね、不適合の県の市長の裏面ですね、ページ目の2ポツの3行目にですね、扉のすぐ内側のコンクリート部分というふうにはですね、書いてあって、これ具体的にどこだか。
0:32:49	よくわからないんですね、これどこだか教えて欲しいということですね。
0:32:55	1ページ目はですね、右下のと言うとですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:59	L/Dどこですかということなのですが、この左の扉の増大、ステート不安やちよ うだいて言い方してるんですけど。
0:33:09	この土台のこの青いハッチングしてない。青く塗ってあるところ、ここを
0:33:15	が扉をすぐ内側のコンクリート部分なんでしょうか。
0:33:23	三菱原子燃料の清水です。青いところが-5 でございます、こちら、実はポン チ絵でございます、漫画で書いておりますのでこの青い部分が非常にこの辺 りとの右側に書いてる港湾のルールとしてはなさそうに見えますけれども、 実際にはこの土台は
0:33:41	もう少し幅がございまして、向こうが載りますので、ここに載せます。その図 面に関しましてはですね、話のほうですね汎用させていただきたいと考えてお ります。
0:33:56	そうですね。規制庁ノムラです。一体ことわかるんですけど、例えばポンチ絵にあ っても、ここはそのLこう置く場所を検討するためのポーズですので、
0:34:07	ちゃんとした図でないと我々も誤解しますので、きちんと書いてくださいというこ とで、あと写真をつけてください。
0:34:17	承知いたしました。
0:34:20	合わせて修正をいたします。
0:34:23	はいません。
0:34:24	もうちょっとよろしいですかね。はい。
0:34:27	アリタさんですけども、1 ページの右下部で予想扉の下の四角が不在って話 ですけど、これ、今のポンチ絵だと本当大変高さと、
0:34:40	いうことをサポート床レベルが違うようにビール 1 それでは同じ高さと、
0:34:47	おっしゃる御三菱原子燃料の清水でございます。申し訳ございません。正確さ を開いております、
0:34:54	この土台のところは、この加工というかレベルと同じでございますので、その辺 が、この漫画では全然わからないので、誤解を受けておりました、大変申し訳 ございませんがございまして、適宜修正します。
0:35:11	まず 1 月は規制庁ノムラです。今アリタがいないんですね、青い塗り潰したと ころは幅も高さも全然違うということですね、例えば裏面で工数修正しますよと かある。
0:35:27	伊勢しますよっていうことを書いてあるんですけど。
0:35:32	そう、その部分をつけてもらわないとわからないんですよ、我々としては、
0:35:37	その電気をつけてくださいということです。続けて 2 点目なんですけど。
0:35:44	このですね同じ絵で説明して欲しいんですけど、この廃液処理する有価ってい うのは掘り下げられてるってということなんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:53	設工認駐車場の図面をちょっと探したんですが、取り下げられてますっていうか■■■■とかが数字がちょっと見当たらなかったと。
0:36:03	施行令どこに書いてあるんでしょうか。申請書のどこに書いてあるんでしょうかということを書いていないなら、なぜ、それを記載する必要がないと判断したんでしょうか。お願いします。
0:36:16	はい。／日三菱原子燃料ございます。一切してございません。こちらはですね、そこまでは詳細には書いてなかったというところが以上でございます。
0:36:30	以上です。
0:36:32	大変規制庁ノムラです。
0:36:35	溢水の話をしているのに、そして設計をつけようとするのに場合によっては鋼板がつくかもしれないっていうそういう議論であるのに、掘り下げられてることは我々には。
0:36:49	説明してないと我々は掘り下げられていないと想定して審査を進めたわけですね、
0:36:59	結果的には修正していくと同じレベルかこういう壁で設置するしないんですが、ちょっとそこは不親切でしたというコメントですね。
0:37:13	以上です。
0:37:17	続けて三つ目なんですけど、えっとですね、燃える口頭床の間の剛性書類をどうやってるんでしょうかという質問です。
0:37:26	お願いします。県信用の清水です。床レベルのところ、いずれにしてもですね選挙付ける場合は、航空隊はですね、やっぱり塗りまして、住民に対しまして防水加工といたします。
0:37:43	以上です。
0:37:45	規制庁ノムラです。これははい了解しました。私からは以上です。
0:37:50	はい。
0:37:55	はいどうぞ。
0:37:56	原子力規制庁ナガイ出ず、ちょっと設計の観点から、
0:38:03	今の床レベルのところ1点追加で確認なんですけれども、
0:38:10	この
0:38:12	提案は廃液処理するということで、溢水の目的で、建物の出入口の扉面積が設けられているんですけれども、
0:38:25	そこの中部屋の中にですね、この廃棄書類のタンクが設置してあると思うんですけどその溢水の当溢水じゃなくて、いわゆる閉じ込めの観点から、
0:38:40	漏えいが起きたときの設計堰といいますかね床目をしているっていうところで何か認可を受けている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:50	条件っていうのがあるんでしょうか。
0:38:53	先ほど ■■■■■ の取り下げを期待しているのかどうかということですね。
0:38:59	ここもちょっと関連があると思いますので、建物 20 の建物としては溢水の観点で評価していると思いますけれども、
0:39:10	の閉じ込めの設定機器の溢水引きからの漏えいに対する閉じ込めの設計としての説明も別途ですね、別途といいますかこの回答の中に
0:39:25	含めて、
0:39:26	回答するようにしてください。
0:39:30	東遠藤の清水です。掘り下げる部分につきましては、溢水評価では溢水量カバー交通がございまして、掘り下げているところに水が入るところの部分はですね、オミットするというか、
0:39:45	安全側に考慮しないという方針で説法分けとしてお伝えされておりますので、その方針で書いてございます。
0:39:53	以上です。
0:39:54	原子力規制庁ナガイですわかりました誤解のないようにですね、その辺もいわゆる判定に影響するようなものについてはちょっと注記をすとかですね、そういう視点で、
0:40:08	委員長スズキ東縁の清水です。コメントありがとうございます。
0:40:12	理解いたしました。
0:40:16	規制庁ウツミですと私はちょっと続けて何点か申し上げないんですけどちょっとすいません、先ほどノムラから最初にコメントした隻の工事し直した後の沼津市なんですけども、
0:40:32	先ほど遣り取り議論であります通り図面はしっかりと適切な形に直されるということなんですけども、まず面つくるときにちょっと何点か防御していただければ超える工程紅葉の設計の方針にいと固定の機器をアンカーボルトでとめるって書いてあるので。
0:40:52	もうほぼ大等入れることでときにどこでアンカーボルトを留めるですかっていうのもちょっとしっかりとわかるような形で説明。合わせていただきたいていうのと、今回
0:41:03	保育士詳細などが出てくるので大丈夫だと思うんですけど今回の例えば資料 1 ページ目の出た方が全部ちょっと関係がよくわからないので、
0:41:14	やっぱ 1 / 飛び飛び高まる傷ついた方がどれぐらいあって土台がどれぐらいあって、
0:41:20	とかも行かれてるようなどれぐらいあるのかも 103 関係性する。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:24	それと、そういうところ辺も高さの関係でっていうのがしっかりとわかるような形で改めて、
0:41:30	画像つくるときはですね、考慮していただきたいと思います。
0:41:34	まず、この転売事業者大丈夫でしょうか。
0:41:37	実現しないのではなしにですね、先ほどノムラ様の
0:41:42	コメントと同様と考えておりますので、誤解のないような期待を心がけて、
0:41:50	以上です。
0:41:51	はい。規制庁転送よろしくお願ひします。続きましてちょっと確認なんですけども。
0:41:57	今回水平展開した結果今回の事例と同様にいる広報班に入れる孔に鋼板突き出した時っていうのが、
0:42:05	水平展開でいろいろ確認しているだけの説明、オザワのやりとりの中でも、
0:42:10	申請
0:42:12	しているものいる確認者ということがありましたけれども、一応確認、これは事業者の方でしっかりその現場の状態等石膏にまだ用地とかですけど施工にも、
0:42:23	で予測したかとか1っていうのがしっかりとすべて同じ同様であったほうが今回の事例はなくてしっかりと設計でも予定通りやったことをしっかりと確認したっていうことで大丈夫です。そういう認識で大丈夫といいでしょうか。
0:42:38	いずれ事業者に私です。また、まさに御指摘のところはおっしゃる通りでございます。確認をいたしました現場に行ってもかかります。
0:42:49	名も確認しまして、問題ないことを確認しております。
0:42:54	以上です。
0:42:55	規制庁進めた了解です。
0:42:58	続いてなんですけど、これもちょっと若干確認けども、今回の隻の資料なんですけどもうちょっと具体的にそのどういう検査の所県道何の検査で見つかったのかっていうのがまたちょっとよくわかんなくて、
0:43:15	ただ使用前検査とか今主要な確認をいろいろありますけれども、具体的にそのどういう検査で見つかったのかなという気がしてこれ。
0:43:24	ちなみに結局どう検査で誰が見つかったっていう意識あるジャッキ使用前やっぱり規制委員会の事業潮間苦手検査で事業者訓練借家てしようが確認中で収支決算書の結果の中で、前委員会の方から指摘を受けているわかりましたにつきましては、
0:43:43	ここでいいんですよ。
0:43:45	こちらは事業者としてこの問題につきまして、確認し判断いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:54	以上です。
0:43:56	成長性等事業者の方でつけたってということでしたっけ。はい。資料の記載が不適切でございますので申請させていただいたわけですか。出てウツミたのは
0:44:10	前回期日電話でチームをお願いするときも、この資料でこの件でつないでどう いう立ち位置でつけてなの不適合なんですかっていうのは、経費を明確にして 欲しいというのがありましたので、そこら辺ちょっと離散系は、あったら見てしっ かりと間違わないようにしっかりと書いていただきたいと思います。
0:44:28	Sまでちょっと続けていだけ確認なんですけれども、今回施行をちょっと不適 切な施工していた超える工程、
0:44:38	おそらく施行にどう入れたらアンカボルトでとめていると思うんですけども、そこ ら辺てこれは、
0:44:46	地面に一般に穴開けて入れてると思うんですけどそういう最終的にどうい うふうに全部埋め戻すんですか。
0:44:57	はい。アンカーボルトの穴は戻します。
0:45:03	穴をちょっと何か何らかのを承知で採血ですね、打上げいずれにせよ、
0:45:12	でも、
0:45:14	そして規程として資料いろいろ修正されたもんですけれども、後始末っていうか、 最終的に痕跡新しく施工し直すと、こちらをするときに、今まで物が同定片付 ける予定なんですかっていうのは何かしら一言がわかるような形で、
0:45:31	いる問い合わせ説明できるといただければと思います。それでは私から以上 です。
0:45:39	承知いたしました。
0:45:41	規制庁座です。そうしましたら、続きまして、軽微変更についての軽微変更に ついてという資料で確認させていただきます。
0:45:53	シャツタに関して、竜巻の判定基準となるF値に関しては後程ヨシムラの方から も質問があると思いますので、私のほうからは割愛させていただきます。貫通 部の話。
0:46:09	確認させていただきます。
0:46:11	資料でいうと、Paと1ページ目から2ページ目にかけてまず概略の説明がさ れているところで、
0:46:20	正確に記載することが必要と判断し、図の一部を変更することとしたって言っ てるところなんですけれども、これ1ページ目から2ページ目の資料を見ると 貫通部の検査に当たり、今1ページ目の下に書いてございます。
0:46:39	何を確認するのかっていう感じでも確認するのかっていう判断基準っていうか それがですね、次のページ2ページ目に記載されています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:49	火災区域境界を構成する新施設の壁であることっていうのと、概略の位置がわかるようにすることとこういうふうに記載されてます。
0:47:00	ですね、
0:47:02	これらの事業者検査においてですね。
0:47:05	これで問題なしと判断したっていうところの説明が理解、この説明だと理解できません。
0:47:13	これ火災区域の境界とする新設の設備でも壁でもないし、
0:47:19	概略の位置概略と言ったって、これはもう壁のせや納税位置が書かれている課税対象の壁の違うところになっているにもかかわらず、これは問題なしと。
0:47:35	判断したっていうところが理解できていません。
0:47:38	ですので、きちんとこれ先ほどと一緒にですけども、設置氷の図面で事業者検査の信念
0:47:48	だとかをですね示していただいて、何でこういう止むを誤りとかそごがあるんだとなるのに、問題なしと判断したのかっていうところですね、は我々の方にわかるように説明してください。
0:48:05	まず1点は以上です。
0:48:11	これも技術支援でよろしいですね、こちらの御質問を採用すると同様に承認を私も関係に絡んだ御質問と理解いたしました。
0:48:22	施設工認の図面事業者検査の図面と比べまして、どうしてこの営業がないと判断したのかということにつきまして説明を追記語っていただきたいと思えます。
0:48:37	以上です。はい。規制庁座です。よろしくお願ひします。続きまして、
0:48:45	運営とですね。
0:48:47	c、ちょっと待ってくださいね。
0:48:59	資料の58ページですね。
0:49:11	58から59からですね。
0:49:22	ですね。
0:49:27	59ページのところで、その鋼材を対象とするということで██████████っていうところに関する質問なんですけれども、58から59ページの説明、
0:49:40	すいませんちょっと待ってください。
0:50:07	すいませんちょっと電話がかかってしまったんで中断しました。
0:50:13	鋼材に防護対象とするその██████████っていうところに関する確認です。で、58から59を見るとですね、
0:50:26	まず、
0:50:28	58ページの下のところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:31	鉄製の鉄板 ■■■■■ 以上でこれ 1 時間耐火って書いてあるので、これまでつのこと言ってるんだらうなというふうに思う認識してますんで。
0:50:41	その次のページ見ていただくと、今■■■■■ っていう記載があつたりとかですね、2077 ページの記載っていうところでっぴこれ鉄なんでしょうねシャッター■■■■■ 円で画面については、L'ALBAによる交番あいうえ機構っていうところで 450 度、
0:50:59	いうふうな記載になってますので、交番と言われると対象範囲がどこからどこまでだっっていうのが不明なので、質問してるんですけども、今河野 2077 ページに書かれている。
0:51:15	ここの部分を対象に ■■■■■ っていう理解をすればよろしいですか。今回追加される■■■■■ についても同様というのがその下の変更後のところに記載がありますので、その範囲に対して説明しているっていうことでよろしいんでしょうか。
0:51:36	三菱原子燃料の清水でございます。その通りでございます。
0:51:41	一応鋼板というものを対象にして考えておまして、こちらで得られております ■■■■■ Galぐらい広範囲別個時Gy目利き公安の一部の一種でございますので、その中に含まれると考えております。以上です。
0:52:00	その範囲の規制庁されその範囲を対象に言っているということで或いは理解しましたので、
0:52:08	理解しました。私のほうからは以上です。
0:52:16	ヨシムラさんとちょっと聞いたんです。
0:52:24	規制庁の良しとしてヨシムラです。
0:52:28	えっとですね、私の方から
0:52:32	ちゃんと剤材料にですね、強度に関してちょっと確認。
0:52:38	をさせていただきます。
0:52:40	今回
0:52:44	ちょっと材料については、竜巻評価ぜ。実際に使われてるっていうことは回答でもいただきましたけど、
0:52:53	で、具体的に使われてる数値が
0:52:57	結局何かという話で、
0:53:00	当回答がありますようにこれは一応私のほうでも該当する実施する。
0:53:07	3 ページですか、これ一応確認はさせてもらって確か記載。
0:53:14	出てないっていうのは消えてないということを確認しました。ただ、
0:53:19	そこに中計があつて、一般的に使わっている降伏点とかいう
0:53:26	数値が具体的に三坑という形で載ってます。
0:53:31	ただその点数値で見ると、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:36	いわゆる一般的な—■■■■■は有効材料ばかりはいい。
0:53:41	要は大丈夫だよね。数字だけ見ますと、
0:53:45	そうしますと今回、
0:53:49	消火で使われた想定されている数gで数字的には問題ないんですが、
0:53:57	それをそのままなおかつ検査で確認するっていう一応自分があったんですけど。
0:54:04	実際に設計上はこういう数字を使って、
0:54:09	その数字を保証しますっていうのがその場合、ないといけないって、
0:54:15	実際に
0:54:19	使われている使った数値の周知及びその根拠を含めて、
0:54:24	使用表等のいわゆる設計の方にも記載すべきだと思いますが、
0:54:30	えっと記載してないというと、それから、
0:54:35	出されるときに記載を希望したいと思います。
0:54:41	1点目は以上です。
0:54:43	出続けてもう一遍、
0:54:46	確認させてもらいますが、
0:54:49	これは新設のシャッターについては今回、
0:54:54	具体的な対応を記載されておりますが、
0:55:01	施設などについては、
0:55:04	特に今回変更なしということで、
0:55:09	これは材料については、今回の規制で教徒含めて、違うような評価、
0:55:17	この2点について、
0:55:19	確認させてください。
0:55:22	結果、
0:55:23	まず1点目でございますが、社員との協働けれどもやっぱりシャッターの強度評価はメーカー仕様となっておりまして、結果をメーカー計算過程を持っていく。
0:55:37	メーカーからにしております。その大前提条件となりますのが先ほど申し上げましたとおっしゃったのは協会のございましてね、こちらを用いて評価をしているということを当社として確認しております。
0:55:53	設工認に記載しなかった理由なんですけれども、こちらメーカー仕様値ということで透析いたしておりますので、そこまでの記載をしていなかったということでございますが、当然ながらメーカーと我々のほうではあっちだと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:10	そんなを確認させていただきまして、いろいろ問題がないということを確認を当社として実施しております。以上でございます。毎月1点目は以上でございます。
0:56:22	2点目でございますけれども、施設の方の材料はあることを材料の確認の方でございまして、確認をしているというところでございます。以上でございます。
0:56:37	規制庁のヨシムラですねと。
0:56:41	評価の全体についてわかりましたけど、時債務についてご回答ちょっとなかったので、
0:56:50	これは仮あくまでも設計上の保証してらっしゃるって数字ですので、記載していただくことをお願いしたいと思います。
0:57:00	もしくはそれがわかるような理由を引用ですね、今回説明資料にあるんですけど引用先等を含めて、それがわかるような記載していただければ。
0:57:11	三菱原子燃料の清水でございます添付資料のところに期待するというのが適切ではないか。
0:57:19	と思いますけれども書かせて消火企業です。
0:57:23	よろしくお願いします。
0:57:26	融資が占めるの清水です。
0:57:28	承知いたしました。
0:57:34	規制庁で水ではアリタさん、お願いいたします。
0:57:40	アビックス、
0:57:42	以下のケーブル変更の資料の58ページ、10ページですね。
0:57:50	内部火災の評価をしても新設のシャッターの砂とも材料を中心に活動します。
0:57:58	外部火災航空機火災についての新ズキ布設プロファイルでも非ず当方は申請書ですけども、両方で記載が違うっていうのは何%でしょう。
0:58:12	ズキに線量が次でございます。こちら内部火災の方は各個々のですね、庁舎に対して時間耐火ですよっていうこと全部書いてございます。
0:58:23	従いまして新設施設区別ができますのでそれがですね、施設に対しては、記載を適切にあっていただこうと考えております。一方外部火災後期型のほうは、許容値がほぼ合ったりされてる文章の中で記載部分とか、
0:58:40	記載されてるんですけども、そこではシャッターを全般的なシャッターとして扱って、
0:58:46	まして、そこには既設新設もまざった状態でされております。
0:58:51	したがいまして、ここでは併記をさせていただくという形をとらせていただきます。
0:58:56	より

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:57	いずれにしても、評価発表は同じでございますので、こちらは問題ございません。
0:59:03	深セン/1ですけど、泊に行く程度内部統制についてを、つまり破碎一方に破碎ふうの評価場合って、指定業者たまる区域だけ書き直して、
0:59:18	記述者をいつも書き直す必要があるその期間中、
0:59:24	そういうことですよ。
0:59:26	そうですね支援の清水でございますそういう理解でございます。
0:59:30	北海道さんの報告裏っ側が外側からの課題でございますので、
0:59:35	ない場合は伝えが終わっております。
0:59:38	規制庁回ったりするでしょ。
0:59:45	規制庁座です。
0:59:48	私のほうから、総点検実施結果の資料に関して何点か確認させていただきます。
1:00:01	まず資料の頭のところなんですけれども、
1:00:06	今回の総点検が実施したそんな全社体制っていうのがどういう体制なのかと、きちんと説明するようにしてください。分野。
1:00:18	再度総点検を実施したとあるんですけれども、この再度実施するにあたって、前回と体制が違うのか、同じなのか。
1:00:31	点検する対象が同じなのか違うのか、そういうところもきちんと明確にした上で説明するようにしてください。
1:00:42	まず1回ここで切りたいと思います。資源支援量のCでございます。走時いたしました。総点検の体制は全体体制、前回と同じでございますが、提携を対象としては今回は現場も含めて、
1:00:57	やり方でございます。以上でございます。
1:01:02	規制庁そうですね。そのところですね前回と同じであったとしても、どういう体制でっていう、その体制の中にきちんと説明してくださいということですね。よろしくお願いします4月にやってませんけどございます。体制を明確にいたします。
1:01:22	規制庁なぜ。続きまして、
1:01:30	本件ですねこの天井については、安全機能を有していないっていうところなんですけれども、これについて、設工認の申請書の記載に基づいて説明していただきたいんですけれども、
1:01:46	まず設工認申請書で
1:01:50	課税だとかいうかだとか天井だとかに対して技術基準に対してどういうオーナーとの関係をですね、表にした記載があったと思うんですけれども、そこに対し

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	て、安全機能を有していないので、そこで説明していただければ明確だと思うんですけども、まずそこを用いて説明してください。
1:02:10	それとですね、火災区域との関係も申請書に記載されてる図面だとかに基づいて説明してください。
1:02:19	それと、あと火災感知器の設置位置についても、どこに設置されてんのっていうことも含めて説明してください。その設置位置が消防法に基づいて設適切なんだっていうことも含めてですね。
1:02:34	説明するようにしてください。
1:02:37	まず私のほうはこの資料についてまず1回切りたいと思いますけど以上です。
1:02:44	三菱原子燃料の長谷部でございます。承知いたしました。
1:02:52	以上です。
1:02:58	私のほうは以上です。
1:03:01	すいません規制庁ウツミです。
1:03:05	同じ。
1:03:07	総点検のところで意見だけ一応あるコメントさせていただきたいんですけども、今回放射。
1:03:13	現状のところですね1個目の
1:03:15	これについては先ほどいろいろ
1:03:19	以下の説明を要求してますけども先ほどの資料の説明でも安全機能を有しないため、変更しないの図面についてはもうそのまま変更しないという方針っていうわかってるんですけども、ちょっと今現状そのまま本文の図面なんで。
1:03:34	図面と現場は違う状態っていうの方として言うてもあんまりよくわかんないんですけども。
1:03:41	ちょっとそこをもしまず予算をこれについて変更しなければ先ほどの安定器の前様々な
1:03:49	また追加の説明とかも踏まえて、何でこれ、図面と現場が違うの陳述化っていうのはもう少し詳しく説明していただく。変更しないならばですけども詳しく説明していただければと思ってます。変更するのは別に不要ですけども。
1:04:04	以降でないならば、そうそういう時間目のお願いいたします。私から以上です。
1:04:11	資源よろしいでございます。承知いたしましたようです。
1:04:16	チバさん。
1:04:19	規制庁ざるですけども、もうこう考えていただくにあたってですね、これだけの変更の届け出になるわけではないので、適切な図面にしたほうがいいんで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	はないかというふうに私は考えますけれども、そこも踏まえて検討していただければと思います。以上です。
1:04:39	次が津波では、清水でございます。コメントありがとうございます。
1:04:44	いたしました。
1:04:48	ですから、引っ張ろう線形専門検査のチバです。私のほうから何点か特に検査の視点から、
1:04:57	ちょっと幾つかコメントさせていただきます。
1:05:00	まず一つ目なんですけども。
1:05:04	本日出していただいたこのNSRR21005、R1 もですね、15 ページ。
1:05:12	はい。
1:05:14	ここに変更前変更後の表が載ってると思うんですけども。
1:05:19	変更後の今日の表に県に。
1:05:24	それらの竜巻性の向上のところの 1-K
1:05:28	ここで別表シャッターの効果ということで、
1:05:32	今回の
1:05:34	鋼材をですね。
1:05:36	つぴ板材これに変更するとあるんですけども。
1:05:42	8 月 23 日にそちらが出された軽微変更においてですね。
1:05:47	従前は、
1:05:49	いっぱい後半から鋼材に記載の適正化という理由で変更されてるんですけども。
1:05:59	これをまたですね、以下材に変更する、しなければならない。
1:06:04	この理由を、
1:06:06	教えていただきたいんです。
1:06:08	少なくとも今の記載の適正化。
1:06:11	っていう、そういう簡単な理由ではなくて、
1:06:14	従前はこれこれこれこれこういう理由から鋼材を戴いを書いてねえややり変えたんですけども、今回、これこれこういう検討した結果、やはりいただいたほうが適切だという判断に至ったっていうような形での説明をお願いします。
1:06:30	志賀市ナガトシでございます。構造材と書いてありました。
1:06:35	高はそれからレール材それらを含めて功罪というふうにすいません。それあのビジョンでください。
1:06:43	文書、はい。
1:06:45	いずれ原子燃料の清水でございます。承知いたしました。すいません面倒かもをそれぞれ分けますけどちょっと文書でいただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:53	Ⅱについてですね、
1:06:56	同じく今の表の
1:06:59	同じところなんですけども。
1:07:01	これは今申し上げましたように鉄板合板てった規定P板材と書いてあるんですけども。
1:07:11	次のページ、
1:07:13	16 ページなんですけど、
1:07:16	ここの 1 の経営には
1:07:19	決定交番と書いてあるんですよ。
1:07:23	つまり前のページはフィーダー材、次のページ宛っぴ交番
1:07:29	同じぐらいだと思われるのに名前が変わってるん違うっていうのはどういう理由から名前を変えて 4 を書いてるのか、これについても、文章で説明をお願いします。
1:07:42	三菱原子燃料の清水でございます。上がりにくいので統一する方向で進めたいと思います。
1:07:48	が問題だとおっしゃってます。
1:07:53	すみませんこれ同じことが、今日の方、表のほうの 2-1 表の教頭県の 2-2 の差教育と権限があるのよ。これについても同じ事が起きてます。
1:08:08	なぜ、個別に私変えて欲しいと言ってるわけじゃなくて、要望使い分けている理由を教えて欲しいと言ってるんであって書いてくださいって言ってるわけじゃありませんので、
1:08:18	勘違いしないでください。
1:08:21	引き続き原子燃料の清水でございます。理解いたしました。
1:08:27	要望のすべてにつきまして、
1:08:33	予備数量いたします。以上です。
1:08:37	それからですね。
1:08:43	次に委託までは同じような話なんですけどチバですけど、同じような話なんですけども、徹底のですね、機材の燃焼をいただいた鋼板に変更しますですね、より以深の施工に申請書の 560 ページ。
1:08:59	表 1-3-1 の材料検査の記載、ここんところで、ここはあの鉄筋の材質を申請書に書いて親切に記載しているところをカガにしろって書いてあるんですよ。
1:09:13	そうすると、
1:09:14	御説明の 4、有姿前後 160 ページと、今回の変更するということであれば、今回の軽微変更で徹底板材ということになりますよね。
1:09:25	あえてこういうふうに考えているってことを

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:28	なんて言うかてっぺんの材質というのが県費板材マスがあればレポ半島同意なのか。
1:09:37	それとこのKPっていうのには、鋼板以外にもほかの部材が使っているけども、今回の強度とか強度やその耐火性そういうものを一切風勘案すると、委託板の部分だけが検査の検査すべきところがあるのでこういう形にしているっていうふう
1:09:54	判断されているのであればその旨をわかるように説明文書で説明をお願いします。
1:10:06	三菱原子燃料の清水でございます。ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、それから検査の今後ところへ行くと書いてはいるけれども、主要な後段ところには設定いただいて、
1:10:19	ちゃんと会計固定それが同じかどうかということが確認したいとそのようなことでございます。同じかどうか、もしくは
1:10:27	あえてったの鉄の扉の中でも、このいただだけを解く特出しする理由があるんであれば、その理由を教えて欲しいということです。
1:10:37	三菱原子燃料の清水でございます。板厚お伝えしている関係上、決定いただいたところですよという伝えさせていただいたんですけども、そのような理由でも御理解いただけますでしょうか。
1:10:51	以上です。
1:10:53	ちょっと、
1:10:53	だからさ寸法との関係でいただいただけ取り出したってということですか。
1:10:59	別次元者が清水やつはいその通りでございます。わかりました、じゃあこの点は了解しました。
1:11:06	チバですねそれから次にですね。
1:11:09	さっき、先ほどの
1:11:14	S字シャッタの歩み交付お話あったと思うんですけども。
1:11:19	18 ページ見ていただいて、そう。
1:11:25	シャッタースラスト部の材料ちゃったんすラックの材質、これを
1:11:31	■■■■に変えるってあるんですけども。
1:11:34	その下にIMダンパー飲め材質これ■■■■って書いてあるんですよ。
1:11:40	で、これらの当方がですね、当時要領書つかの検査要領書作成する際に、
1:11:46	■■■■だと、財政が特定できないと、さっきも話出ましたけど実のさんざんどれだけチャンス様似かあれ見ると■■■■である調べると■■■■のほかにご意見ここにも全部出てくるんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:01	で、どれがどれなのか特定できないから教えて欲しいということ、ダンパのときに聞いたんですよ。
1:12:08	そしたらそのときに、三菱さんからの答えがS字Hだったんです。
1:12:16	今回
1:12:19	シャッタースラストのほうはSDATCとか海底歩み広範なダンパの保安見込むそのまま残してるっていうのはなぜなのかっていうのを、
1:12:29	使い分けてる理由ってのこれ教えて欲しいいただきたいのと、先ほど胸部の話があって、参考値で2万7.82万なによって端を
1:12:44	話が'あたかも'なんですけども、ヨシムラの方からこれまでにこれが規約酸素の同じようによる人つくるときにですね。
1:12:55	強度が親切に与えてないので、
1:12:59	何を使うのかって聞いてそちら三菱さんに確認したときに、
1:13:03	一応参考値であるけども207というのがあるので207ってのを
1:13:08	財界のダンパの材料教育に使いたいっていう話をされたので、今こちらの要領書には、その右⑦で207ページが判断材料としてちゃんとしております岩盤については、
1:13:21	そうです。そうするとシャッタースラスト235で、ダンパ2⑦でいいっていう
1:13:27	より有効な飛来物材を使っているのに、違う数字を使っているっていうことに関する説明を教えてくださいたいと思います。
1:13:39	スズキの清水でございます。まずあった場合は■ということで記載させていただいておりますIAEA根っこ範囲はですね、様々な家保安が回っておりますので、確におっしゃる通り、少し広い範囲で伝えいいなっております。
1:13:59	東京の方でございますが、フラット材はシャッターのほうですね、台風はという定義、機能要求事項がございまして、こちらについてはシャッター業界での企業を使っております。
1:14:14	設計情報何を要求する。
1:14:18	いまして、部材の特性、部材といいますより、
1:14:24	ので必ずしも開きはないと考えております。以上でございます。
1:14:31	わかりました。
1:14:33	シャッター等ダンパの強度が違う切りは今おっしゃっていただいているようであることを了解しましたので、そこだけでございます。
1:14:41	最後に感ずるの結果なんですけども。
1:14:45	これらの63ページに
1:14:48	貫通部に関する検査ということで、貫通部の配置が新設備であることって使う抱えてると思うんですけども、今回のこの間隔の変更ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:59	あくまでも新設で炉壁である放射線管理棟のほうの位置は清水っていうちゃってますけども、廃棄物貯蔵庫のほうにもこれについての写真にもあるのに廃棄物本棚空けてますよね。
1:15:15	どうして廃棄物貯蔵庫のほうの穴について図示していないのか。
1:15:20	このままですと、検査に行ったときに、
1:15:23	図面上には穴があいてないことになってるのに、実際には穴があいてるっていうことで、また検査のほうで不適合っていう判断は我々はせざるを得なくなるんですけども。
1:15:37	そこはどうお考えですか。
1:15:39	なぜ新設壁だけは通知をして、既設の壁に新たに穴開ける部分について、成長する必要はないと判断されたのか、そこを教えてください。以上です。
1:15:52	8月のやつ入れてございます施設の壁にはですね、すでにいろいろな電線だとかの挙がると書いてございまして、こちらについては適切にシールをして消防とかのえさも決定。
1:16:08	これまで、
1:16:11	問題ないということで考えております。
1:16:14	親切に改めて記載させていただいておりますのは、今回、この穴貫通部という要求事項があるということをして使いに対して明確に理解しましたために、
1:16:28	改めて記載をしているものでございます。
1:16:31	そのためにこの新設のために考えまして、今回新設等についてはですね。貫通部の位置をいたしましてここに上がりますということを説明し、そして、耐火シールが施されていると考えていただく。
1:16:48	というようなことに入れさせていただいております。
1:16:53	したがってぶちするところはこれまでと同じようにして使うといったものとさせていただきます。以上です。
1:17:01	すみません、ちょっとよくあれ厚くなってその施設の中から新しくでもこれケーブルを通して、この今回穴開けた穴に電線かなを通してさらにシールとかなんかするわけなんで、既設の状態と明らかに異なってるはずなので、
1:17:19	当然検査をすべきと我々は考えますけれども、
1:17:23	その辺についてどうお考えですか。
1:17:27	東灘清水でございます。おっしゃる通りでございますけれども、
1:17:34	既設の壁につきましては従来／記載しておりませんし新設株に対してはその要求が明確に
1:17:42	するということで、その段階でそのような記載方針についておりますので、これを通してさせていただいたということでございます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:54	規制庁ハヤカワですけれども、貫通部の処理は起立
1:18:00	当新設という話を分ける必要性がなくて、今回工事する中で、
1:18:08	貫通部があるところで耐火シールが必要な箇所を我々は検査をすると。
1:18:16	いうことで考えているわけですから、今回の3に行くラインはもっと向こう廃棄物一時貯蔵所から幾ら位を当初計画していると。
1:18:29	だけれども、何らかの理由で既設貫通部を使って、そういう脇から入れるという設計変更をされたと思われるんですけれども、やはり既設の貫通部一帯を、
1:18:48	改造ではないんですけれども、1回管理ツールを外してケーブルを入れてる以上はその後に前はしなければいけないので、そこも本来であれば、今回の検査の対象になると。
1:19:05	いう理解なんですけれども、そういう形で設置公認側には反映してもらわなければならないと思います。
1:19:24	ベイズで被害者の清水でございます。少々お待ちください。
1:20:47	スズキ原子の清水でございます。
1:20:49	今回新設壁に今回この新設の
1:20:56	放射線管理当然室Ⅱの壁、
1:21:01	の2いただくための壁でございますのでそちらにつきましては、図示をさせていただくということで、出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。以上です。
1:21:14	規制庁チバです。1000件以上です。
1:21:19	で、下のやはり今回の工事に関連することを改造というか、その工作をする場所なので、やはりきちんと既設のものからが施設に空いてるものであるにしても、こことこことこでどうすんだっていうのわかるように、やはり図示していただくということが必要だと思います。
1:21:41	現時点で私でございます。
1:21:44	いたしまして検討させて検討させていただきますよろしく願いいたします。
1:21:48	チバからは以上です。
1:21:54	もっと原始アップ規制庁の専門検査部門の永井です。私の戻すナガイ船長がいいですか。どうぞ。
1:22:03	今の最後の確認なんですけれども、既設の壁の貫通をすべて記載することではなくて、今回の例えば今回工事したところ、
1:22:18	そういうことですね。投資の持ち出しっていうようなところがあるところについて、
1:22:28	既設であっても、記載が必要ではないかって言う問いかけだと理解しましたけれどもそれですいません規制庁側の確認なんですけど、よろしいですか。チバ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	です。その結果、それで結構です既設の壁の粗々全部力がなんていうつもりはこっち側そもとありません。
1:22:47	承知しました。わかりました。ではそのような形で御検討いただければと思います。すいません。以上です。
1:22:55	通信会社にシミズです。承知いたしました。
1:22:58	はい。
1:22:59	それでは次期末の専門検査部門の永井です。私のほうからは 5.65 点ほどです。ええとお伝えしたいと思います。資料については、一番最初にですね設計に関して、
1:23:17	行政相談の資料として御説明がありました。ですねだ架構等の廃棄処理施設の堰の使用前検査での適合の件という説明資料について、
1:23:33	の事実確認といえますか。
1:23:38	気づき事項のお伝えをします。ここからはですね、ここからというか、私専門検査部門ですので、この設工認申請書というのは設計の認可とあわせて工事の
1:23:54	計画、それからその中には、検査も含んでおります。なので、後段のですね、使用前検査であるとか、使用前確認今新しい
1:24:08	制度ではですね、と呼んでますけれども、その中で、
1:24:13	後段の計算の段階から見たときに、この資料がどういうふうに見えるのかということを確認したところですね、非常に記載のが不適切といえますかね。
1:24:28	部分が多々見受けられますので、その点をお伝えします 5. ですね。
1:24:36	まずですね、タイトルなんですけれども、加工と廃棄者でこれからお伝えする中には設計の確認ですすでにコメントした事項と重複する部分もあるかもしれませんが、その点についてはちょっとご容赦いただいて、
1:24:53	検査の目で見たとときにどうかということで、
1:24:57	御理解いただければと思います。一つ目ですね、タイトルなんですけど、過去とまずですね、今回の事象は堰が設置工認通りに施工されて、
1:25:12	おらず、事業者検査でこれを合格と判断していた適合と理解します。で、このタイトルの中に使用前検査での不適合と書いてあるのは適切ではありません。
1:25:27	ですからここについては、適切にですね、これから中身についても、内容についてもお伝えしますが、適切に修正をしていただければと思います。例えば石が設工認通りに施工される事業者検査で、
1:25:45	合格と判断した適合の件とかですね、そういうような形で修正を、が必要と考えています。
1:25:54	ですね、それから、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:58	1 ページ目の 1 ポツの事象なんですけれども、そういうふうに見ていくと 1 ページ以降字面的ページ目の 1 ポツ辞書事象の中のちょうど真ん中辺ですね、N RAの検査要領書では書こうというレベルから高さ ■■■■■ 以上に
1:26:17	余裕を確保時とか、
1:26:22	以上
1:26:23	すみません、■■■■■。
1:26:27	／すみません、以上に余裕を確保しと書いてある点も我々の要領書がどうこうというのではなくて、事業者がどう、どういう設計をしていたかっていうところを中心に、
1:26:43	書いていただきたいと思います。
1:26:47	それから、同じようにですね、一致であるとか構造強度ば先ほどのノムラの方からもコメントありましたけど床レベルの話であるとか、もろもろの記載について、設計でどういうふうを確認していたのかってところ。
1:27:05	あわせてですね、特に事業者検査で、後段の事業者検査で判定基準となるような数字であるとかは事実に基づいて認可で認可を受けたものとそれから実際に施行されたもの。
1:27:21	その差分が何でそれをまずはそういう事実を
1:27:28	に基づいて、簡潔に記載をするようにしてください。
1:27:33	次のページに行ってですね 2 ポツの今回の原因についてというところなんですけれども、
1:27:44	この中で、後半ですねしかりの後から始まる場所なんですけれども、
1:27:54	えっとですね。
1:27:57	設工認の図面と異なる。
1:28:01	施工図面を承認
1:28:05	していた社内の承認プロセスっていうことで、先ほどオーダーの方からもコメントありましたけど、設工認申請の徹底変更手続きを行わずに、承認したような図面同様に、
1:28:21	承認したような事例が他にもあるのかないのかですね、すべての建物構築物設備機器を対象に再確認をして確認結果を説明するようにしてください。いわゆる水平展開なんですけれども、
1:28:40	設工認に適合しないものを事業者牽制商売事業者検査って、しかも合格と判断したものがほかにもないかも含めてですね、すべての建物、設備機器、
1:28:55	について対象に再確認をしてください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:59	で、ここは儘田お伝えします。それから3ポツの今後の対応についてのところの記載なんですけれども、今回の後ですね使用前検査で設置結構に通り入れないと。
1:29:14	指摘があったことを踏まえて、L型校のみで堰とするように工事をやり直したいと書いてあるんですけれども、これは逆に言えば指摘がなければそのままでもいいと判断していたのかどうかということですね。
1:29:31	特にですね、事業者検査、
1:29:36	においては、特に新検査での施工部門から独立した組織として、使用前事業者検査の検査者とか責任者は判断するんですけれども、どのように、これをどうして合格と判断していたのかという。
1:29:54	点についてもですね、検討が必要としていただいて、
1:30:00	広告といいますかね。
1:30:02	どうして同値で合格と判断したのかについても説明をお願いします。
1:30:08	以上ですね、具体的に話しましたけれども、これらの
1:30:18	適合といいますかね、検査の進捗については専門検査部門でも、
1:30:25	毎週ですね。面談を御社としておりますので、思いますで中央事業者検査については現在も実施されておりますので、当然早急に是正処置を行って、
1:30:40	いわゆる再発防止水平展開を図って確実な検査を実施。
1:30:47	できるという体制であることですね、再確認をお願いしたいと思います。
1:30:53	そのを使用前事業者検査の再確認の結果であるとか、この堰の不適合ご承知それから是正処置とか水平展開についてですね使用前事業者検査の体制の改善については、これは設計と言うよりは、工事
1:31:11	検査に関わる場所ですので、御専門検査部門との面談でこういう説明をするようにしてください。
1:31:22	私のほうからは以上になります。特に
1:31:29	設工認と違う図面が承認されていたという点については、先ほども
1:31:36	火災のですね、ケーブルの貫通部のも、そういうような記載があるんですけど、非常にこれ我々の検査で2点そういうのがあるんですが、それですと来事項事業者検査でも多数あると思います。
1:31:52	これについてはどういうふうに点検をするのかということについて責任者であるヤマカワ参加トミナさんは言わないけど、責任者のある方からちょっと説明をお願いします。
1:32:13	それからプレハブ大学ながら、
1:32:19	ます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:21	50 いただくかですね、北海道庁は受け取りましてはですね、差っ引いませんちよっと声が遠いのでマイクを近づけて説はお話をね、すみません。
1:32:34	はい。
1:32:35	トミナガでございます。先ほど今ご指摘いただいたんですね、不適合に関しましてですね、社内としても、
1:32:44	集う点検は1度は掛けたものですね、その根本的に
1:32:50	grassべき点がないかということで、
1:32:53	そういう解析にも立ち上げたところでございます。この中で、
1:32:59	で、きっちりどこに問題が書くようなところも、私だけで改善を行っていききたいというふうに考えております。
1:33:07	現時点ではそういったところですね、こういったところに課題がおそらく同じような要因のところもあると考えておりましたですね。
1:33:16	その辺を専門のチームで解決すべく行動を起こしたところでございます。
1:33:23	その結果はまだ
1:33:25	検査の中でですね、御説明していきたいと思っております。
1:33:29	よろしく申し上げます。はい。はい、原子力規制庁ナガイですね、今の方針了解しましたので、当然説明はこの
1:33:40	変更に係る説明はですね、検査の中で御説明いた
1:33:45	きたいと思っておりますけれども、全体の体制に関わるものとかですね、専門検査部門との面談の中で、適宜報告をするようにしてください。以上です。
1:33:58	はい、承知いたしました。
1:34:03	規制庁まだ何かあったという。
1:34:07	すみません専門計算値放水ちよっと1回だけ確認させていただくのもあったら御せてましたので、いつ作る意見だけ追加でお願いします。
1:34:17	今回の下、P-7面者の徹底を行ったら、鋼板さん。
1:34:23	いやDP板材Aに書いたりしてるところが幾つかあると思うんですけども、同じような形であろうと成型工場とか吹雪建物の第2隔離弁の層厚当然管理等のですね、についても、
1:34:38	決定号館という項目で確かに10Jとか4-B6-IT-が示されてたと思うんですけど、こちらを変更されてないんですけども、これについてですね変更することに變更しない箇所理由ってのを
1:34:54	図意見の中についていうのに
1:34:57	店舗のシャッターの一覧がずらく載ってることは新設でどれが鋼管でとか何かっていうのあれが示されてたと思うので、ずつちよっと用いてですね、簡単にわ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	かるように説明をするとお願いしてよろしいいただけるとありがたいんですけども、これができるでしょうか。
1:35:14	いずれ被害者になるのかという意味です。ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、今回シャッターと
1:35:22	やった後、別途あわせて交換するものに対して表現がまざってますので、それで合わせてFPの方も今回変えてるわけですから、それ以外のところは、特に変更をする必要がないために変更していないわけでございますけれども、
1:35:41	添付についてもその場では変更ずれが変更できないかということを表で表せて欲しいというような御要望でございます。
1:35:54	随時の件の12つというのがリストになってたと思うんですけどね。っぴのあそここのところで、これ、今回のこの変更はこれこれらんだっていうのを示していただけるとこちらとしても非常に理解しやすく悪い宮丘しやすいんでありがたいんで。
1:36:11	ちょっとそれはお願いしたいなと思ってます。
1:36:14	東日本の清水でございますシャッターある抱き合わせ抵抗感がこれですよということを示せばいいとそのようなことでございましょうか、層厚徹底そうですねあの今回シャッターとTPPがセットのとこだけが変更対象になってるんだっていうのがわかるような形でしにいただければ。
1:36:32	理解しやすいと思いますのでお願いします。
1:36:35	三菱原子燃料の清水でございますそれは説明資料のほうに伝えていただくということでもよろしいですか。はい、結構です。
1:36:42	承知いたしました。
1:36:45	こちら、
1:36:47	今回、
1:36:51	なければ、
1:36:53	はい。
1:36:55	規制庁ハヤカワですけども、まずちょっと総点検の中でね、ちょっと1件だけ確認させてください。資料に入っていないんですけども、今表示申請の中で、
1:37:09	屋外消火栓の記載が各建物ごとに記載されてるかと思うんですけども、今回我々の用例数に関しては、4-3の建物を
1:37:27	を代表に屋外消火栓。
1:37:31	の検査をやるように計画しております。
1:37:36	現状の設工認の記載は各建屋に同じ屋外消火栓を記載しているという状況。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:45	に対して、御社として今の設工認でいいという判断をしてるのかどうか、そこをちょっと確認させてください。
1:37:57	三菱原子燃料の清水でございます。
1:38:00	えっとおっしゃっておりますのは、
1:38:03	共通の屋外消火栓がいろんなところに書かれてることだったとかどうかということでしょうか。
1:38:09	規制庁ハヤカワです。そうです。
1:38:13	共通の設Pが各建屋に記載されているということは傘を各建屋と関連があるため記載しているという理解をしておるんですけれども、
1:38:27	そんな理解では問題があるという御指摘でしょうか。逆に今、事業者さんとして投資病事業者検査をどういう形で自分たちがやってるのか、まずそこを説明していただければいいのかなとは思いますが。
1:38:44	NG現象など示す少々お待ちください。
1:38:52	じゃあ何かせ
1:38:54	話だ。
1:39:05	はい。
1:39:13	Availableください。
1:39:16	こういう場合は、
1:42:53	大変お待たせしました三菱原子燃料です。
1:42:57	当事者では設工認に期待しているので検査記録としてはどうなのですけれども同じものを一応そういう、
1:43:09	工場等で一つ。
1:43:11	等で他の建屋はそれぞれのことで、来た検査広くを徹底というところで御説明されないというふうに思っております。
1:43:23	以上です。
1:43:25	追徴ハヤカワです。そうすると、今の節項2号を特に変えないということでもよろしいですね。
1:43:35	三菱原子燃料の清水です。変えるつもりはございません。以上です。
1:43:41	ハヤカワですっていう返しました。あとちょっと追加で1点だけ、今日の使用前検査の中で、ピットの角材の件が出ましたけれども、今前回聞いて変更で角材の■■■■。
1:43:58	ということで、軽微変更を覆う出したところ、今日の検査で確認したら、各号ではなくて、⑤使ってるという事実がわかりました。
1:44:12	それに対して、事業者さんはどのような形で対応を考えているのか。
1:44:19	もし、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:22	結論が出るんでなければ別途でもよろしいんですけども、一応今日障害検査でそういう事実関係が確認されたということだけ御連絡しておきます。以上です。
1:44:35	いずれ被害者の清水です。⑤を使っているということですが、フランス起こすとして機能する部分については、角材各号になっているという認識でございます。
1:44:48	確保でフランスを喪失していくのはさせまして、かつ、その際につきまして質問されるが、竜巻いい対応で使っている評価、要は遠くなりに入れちゃうということでございますので、
1:45:06	の各号での評価をしておるところでございますので、設工認での記載は適切であるというふうに考えてございます。以上です。
1:45:17	規制庁ハヤカワですけども、追設公民の材料として、どういう材料を使うか、まずそこが泊まる方なのか、各材なんか。
1:45:32	最終的にその共同強化に使う部分。
1:45:37	がどういう形状であるか。
1:45:40	そこが特設工認の中で明確化されるべきではないかと思えます。
1:45:48	以上で説明。
1:45:49	三菱原子燃料の清水です。素材としては⑤でございますけれどもそれを超えて防潮言いかえておりますので、適切ではないかと考えてございます。以上です。
1:46:10	規制庁ハヤカワですけども、丸棒を使っているという事実があるのであれば、基本的には材料としては丸ぼ
1:46:19	のミルシートを確認するというのが本来の姿であって、そのあと加工をして、
1:46:28	計上を
1:46:30	変更するという流れだと思います。
1:46:34	それが今の設工認の中で、
1:46:40	読めるべきではないのかなという気がします。
1:46:46	埋めないとなるとやはり設工認通りのものを使用していないという理解。
1:46:53	そうせざるを得ない。
1:46:58	三菱原子燃料の清水でございます。設工認LIBORそこまで丸棒とかそのポーターいいという観点で記載しているつもりはない部分もあると思えます。
1:47:11	最終的に架空棒にしておりますので、その部分につきましては問題ないと思っております。
1:47:22	ミルシートはあくまでも材料でございますので、その大最終的に加工施設の所定の寸法に仕上がっているのであれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:32	特段問題があるわけ。
1:47:34	お考えにくいのですが、
1:47:37	というふうに考えておりますので、私、
1:47:42	接見チバですけども、これも要領書つくるときにですね。
1:47:48	やっぱりその角材の各号については、実数を確認した上で、
1:47:55	これを使う。
1:47:56	いうことを確認するために、
1:47:58	してるはずでしてます。なので、本来ならば、
1:48:04	入手した時点ですでに確保が入ってきているっていうのが我々確認するはずなんですけども。
1:48:10	丸棒をそちらで加工するっていうのであれば、その前提が崩れてしまうんですけども。
1:48:18	そうであればその辺も改定しないとちょっとやっぱり疑義が残ると思うんですが、いかがお考えですか。
1:48:27	それで資源支援の清水でございます。
1:48:31	はい。
1:48:32	少々お待ちください。
1:48:35	はい。
1:48:51	三菱原子燃料の清水でございます。当社としての設計上の考え方は減って使ってるとは考えてございませんが、各号であるということは確かに
1:49:06	御説明通り、とかそういう確保を覚悟角材
1:49:12	な課題として材を投入してせつかくその所定の機能を果たすということの方がわかりやすいと考えるので、その方向も含めてちょっと検討させていただきたいと思います。以上です。
1:49:30	規制庁ハヤカワですけれども、検討をお願いしたいのと、今の拡大に加工した場合の径と数項の方向制度、それを基本的には書いていただかないと。
1:49:47	どういう寸法よう実在じゃないかという話であれば、その精度が要求されるはずなんですよね。そこも含めてちょっと検討していただければと思います。
1:50:00	水資源変動が清水でございます。承知いたしました。
1:50:07	ちょっとその、
1:50:14	延長側だそうですが、Webで参加している規制庁の方ほうから、
1:50:22	何かありますでしょうか。
1:50:28	規制庁座ですけども、
1:50:31	まず最後の最後のところでナガイとのやりとりありましたけれども、総点検の結果ですね、ここのところはきちんと説明した場合、いただいた上で、何度も繰り

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	返さないようにっていうことで変更の届け出を前回出していただいたというところで、こういう状況。
1:50:51	なっていますので、きちんとこれで全部覚えてるんだよっていうところですね、トミナガさんからの説明でもありましたけれども今いろいろやったのやられているっていうところですね、きちんと
1:51:04	もうこれ以上で全部潰し込めてんだよっていうような状況で総点検を終了したというところがきちんとわかるように説明していただいた上で、通す。
1:51:18	日変更の届け出を提出してください。
1:51:22	検討もともとですね、これ設工認の申請書の本文記載っていうのは今始まったことじゃなくて当初のときから、その認可にする認可するにあたって約束事項ですよっていうのは何度もお互いで確認していた事項だと思っています。
1:51:39	それにもかかわらずですね、その安全機能に関係ないかなっていう、これはあくまでも御社の考えであって、我々の認識をそろえたところというところになっていない状況で判断されてるっていうところですね、きちんと認識していただいて、
1:51:58	今後の対応に当たっていただきたいと思っています。
1:52:02	規制庁代以上です。
1:52:08	あと2発所被害ました。
1:52:11	はい。
1:52:12	トミナガでございます。承知いたしました。
1:52:15	規制庁ノムラです。私から1点ちょっと追加で地層といえば、コメントというかなんですけど、ですね。
1:52:24	一方、その検索あれですね適応というか、いろいろ問題が起きてるということで、
1:52:32	ちょっと聞きたいんですけど。
1:52:33	ですね、品質保証の観点なんですけど、施工図の作成、日既設工認でその大々的な概略的なものが考えられてそれを施工図に落とし込める
1:52:48	家庭で例えばアンカー位置とか図面、
1:52:53	材料の形状とかですね、そういうのをパーツと。
1:52:57	誰がどのようにですね。
1:53:00	誰がというのはどのような仕組みで品質が担保されるのでしょうか。
1:53:16	こちら被害者の清水でございます。こちらにつきましては、施工図を西風にあたる部門であります設備技術課の方で
1:53:31	他確認をして結構を発行するという形になってございます。
1:53:38	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:39	規制庁ノムラですが以前ですね御社規制庁からいろいろ品質使って品質保証に関して言われたと思うんですけどその時にですね。
1:53:48	工認の書類では何とか品質会議とか何とか委員会とか、かなりCAMPやっている。
1:53:55	いうことだと理解してるんですけど、じゃあ実際の施工図を作る段階物をつくる具体具体化する段階ではあまりしっかりした品質保証の仕組みはなくて、設備技術課上の方が見るだけ。
1:54:12	というような感じなのでしょうか。
1:54:16	いずれ支援者の清水でございます。それと美術家で作成しまして当然設工認の観点も含めてできます。
1:54:28	その体制につきましてはまじきによって少し変わってございますけれども、現時点においては安全保障安全法務課のたりという形で対応しております。そのような形でですね。
1:54:44	確保するようにしておりましたけれども、今回の問題につきましては、今後対応とかも含めて考えていたと考えております。
1:54:58	規制庁の儘田です。
1:54:59	了解しました。
1:55:02	以上ですはい。
1:55:08	規制庁次を
1:55:10	ほか特になければこれで終わろうと思いますけれども、
1:55:14	まず規制庁側とある方いらっしゃいますでしょうか。大丈夫です。
1:55:36	大丈夫です。事業者から最後何か特にありますでしょうか。なければ終わろうと思います。
1:55:44	三菱原子燃料の清水です。今日は長い間ありがとうございました。特にございません。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。